

平成25年2月20日

東京都知事

猪瀬 直樹 殿

東京都議会自由民主党

幹事長 野 島 善 司

東京都キャップ&トレード制度の第二計画期間に関する要望

東日本大震災の発生以降、電力エネルギー問題など社会に大きな変化が生じています。こうしたなか、東京を引き続き人や企業から選択されつづける都市としていくためには、東京自身を低炭素で災害時にも事業継続が可能な都市としていかなければなりません。

東京都は、東京を低エネルギー消費型の都市としていくため、平成20年6月に環境確保条例の改正を行い、都内大規模事業所に対するキャップ&トレード制度など国に先駆けた政策を展開してきました。本制度については、平成22年4月の施行以降、平成22年度及び平成23年度の排出実績をみると、第1計画期間の削減義務率を上回る削減実績となっています。これは、対象事業者である都内の企業等が、これまで地球温暖化対策に不断の努力を重ねてきた結果といえます。第二計画期間まで残り2年余りとなっており、対象事業所の準備等を踏まえると、削減義務率など第二計画期間の開始に必要な事項を早期に明らかにするとともに、第二計画期間においても、対象事業所が円滑に義務履行できるようにしていくことが重要であります。

現下の経済状況等も踏まえると、中小企業が所有する大規模事業所は、大幅な省エネ投資を実施することが困難な状況にあることから、過度な負担とならないよう第二計画期間における削減義務の対象外とする必要があります。また、都民の生命や健康の維持回復に欠かせない施設である病院については、実施可能な対策に制約があることから、その実態を踏まえ、削減義務に対する特段の配慮を行う必要があります。さらに、大学については、敷地内に中学高等学校が併設されているなど、多様な施設が立地しており、そうした特徴を踏まえた配慮が必要であります。以上について、都に対し強く要望し、第二計画期間における円滑な制度運用を求めます。